

登録番号 指令 生衛毒劇 市第37号

毒物劇物特定品目販売業登録票

住 所 福岡県福岡市中央区那の津四丁目8番25号

氏 名 ジーエムメディカル株式会社

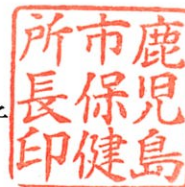
営業所又は店舗の所在地 鹿児島市下荒田二丁目3番2号

営業所又は店舗の名称 ジーエムメディカル株式会社 鹿児島営業所

毒物及び劇物取締法第4条の規定により登録を受けた毒物劇物の特定品目販売業者であることを証明する。

平成30年3月15日

鹿児島市保健所長 土井由利子



条 件 毒物・劇物を直接取り扱わない販売等に限る。

有 効 期 間 平成30年3月31日から

平成36年3月30日まで

次 期 更 新 申 請 期 限 平成36年2月29日まで

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この書面を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島市を被告として（鹿児島市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。